

平成27年度 第7回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成28年1月18日（月）

新宿区 区長室 区政情報課

午後 2 時 0 0 分開会

【会 長】ただいまより平成27年度第7回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に本日の資料につきまして、事務局から説明をしていただきます。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】新年、明けましておめでとうございます。今年初めての審議会でございます。どうぞ、ことしもよろしくお願いいたします。

本日も案件が大変多くなってございまして、前回の積み残しの分と合わせまして10件、資料につきましては資料35、前回積み残しでございますが、特定個人情報保護評価の実施結果、特命担当副参事のほうからご報告をいただく案件でございますが、以下、最後、資料48、不法投棄対策用カメラの設置についてまで10件の案件を今日、お諮りするものでございます。資料はそれぞれの表紙、資料番号の下に括弧書きで資料、附属資料の番号が入ってございます。資料35、それから、資料40につきましては1から3まで、なお、資料35につきましては参考資料として1番、2番の評価の区の基準も入ってございます。それから、資料41から資料43までが附属資料として1と2、それから、資料45、資料46が同じく附属資料1と2、それから、資料47、資料48の案件がそれぞれ参考資料として一つずつ資料をお配りしてございます。大変厚くなってございますが、不足がございましたらお申しつけくださればお持ちいたしますが、いかがでしょうか。大丈夫でございますか。

それから、前回、資料35から今回、再度、おかけします資料42までの特定個人情報保護評価につきましては、皆様のご意見、ご質問等々を頂戴いたしまして、誠に有難うございました。本日、その点を踏まえまして修正した箇所も含めて、それぞれ、担当の課長のほうからご報告をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

【会 長】それでは、次第に沿って議事の審議を進めてまいります。説明される方は資料を読み上げるだけではなく、資料の要点をご説明いただいて、必要に応じて補足を加えるようにお願いします。

それでは、まず、資料35、社会保障・税番号制度の導入に伴う特定個人情報保護評価の実施結果に対であります。それでは、担当の方、ご説明願います。

【特命担当副参事】本日は修正箇所について簡潔に説明をさせていただきます。

郵送の際には、各事務のそれぞれ直したところを一覧表にしたものを送らせていただい

るんですけども、本日は時間の関係もございますので、修正の箇所の主なものをご説明させていただきます。

評価書の3ページ目をお開きください。これが基礎項目評価書の様式になってございますが、まず、大きな点の1点目なんですが、3ページ目の1、特定個人情報ファイルを取り扱う事務の③事務の関連するシステム名称の欄でございます。ここはその事務で使用している個別のシステムだけではなく、事務処理のために別のシステムも閲覧している場合にはそのシステム、また、今、使っていなくても今後、使う予定のシステムの名称も記載するという事で記載内容を統一いたしました。それについては19ページ、25ページの2事務で修正をしているところです。

それから、二つ目の大きな点は同じく3ページ目の2の特定個人情報ファイル名の欄なんですけれども、特定個人情報ファイルの名称は、特定個人情報を扱う事務の範囲を表すものというふうに国の記載要領でなっております。物理的なシステムですとか、物理的なファイルの名称を書くのではなくて、事務の内容が分かるような表記にするような指示がございます。そうしたことで統一をして、必ず最後にファイルという記載をつけることで統一をさせていただきました。このページのほか、19事務で同じような修正をしているところでございます。

それから、三つ目の修正点はこのページの3番目、個人番号の利用の法令上の根拠の欄でございます。これは、個人番号を利用するときの根拠となる法令の条項を入れる欄なんですけれども、法定事務につきましては番号法の第9条第1項という記載のほかに、別表第1のそれぞれ項番、それから、庁内連携の根拠といたしまして、区利用条例の第3条第2項を記載するよう統一しました。区の独自利用事務の場合は、区利用条例の第3条第1項という記載、そして、庁内連携の根拠といたしまして、同じく利用条例の第3条第2項という記載で統一をするように修正をしたところです。このページの事務のほか、24事務で統一の記載の修正をさせていただいております。

四つ目の大きな修正点は、同じくこのページの4の情報提供ネットワークシステムによる情報連携の②番、法令上の根拠の記載についてです。ここは、そのすぐ上の①の情報提供ネットワークシステムによる情報連携の実施の有無で、実施するとつけているもののみ記載をする項目になっております、②につきましては、その場合なんですけれども、法定事務であれば別表第2のそれぞれの項番を記載する、そして、区独自利用事務であれば番号法第19条第14号という記載と、14号に基づく国が設置している個人情報保護委員会規則第2条というものが根拠法令になりますので、その記載をするということで統一をさせていただきました。また、情報

提供ネットワークシステムによる情報連携を実施しない場合は、アンダーバーとイイますか、バーを記載するという表記で統一をさせていただいたところ。このページのほか、20事務で統一的な修正をさせていただいたところ。

そのほか、担当部署の所属長の欄で氏名が抜けているものについては、具体的な担当課長の氏名を入れるような修正をしたというような内容でございます。

以上が主な修正点でございますけれども、郵送した修正案に対して審議の委員の皆様からいただいたご意見を取りまとめさせていただきましたのが資料の最後につけさせていただいている、こういうA4横のものを一覧として出させていただいております。ご意見を3件いただきまして、まず、1件目のご意見についてですが、3ページの4の②、法令上の根拠がバーになっている理由についてでございます。その横の対応欄をご覧いただきたいと思うんですけれども、先ほども申し上げましたけれども、評価書のこの欄は情報提供ネットワークシステムによる情報連携を実施する場合にのみ、法令の根拠を入れる欄になってございまして、実施しない場合は記載不要となっております。

それから、2件目、3件目につきましては、前回の資料の不備に対してのご意見でございます。国から示されている記載要領だけでは、庁内における記載の統一が図られなかったということが一つ目の原因でございます。そして、二つ目の原因といたしまして、評価書の項目が事務の概要ですとか、利用あるいは提供の法令の根拠、そして、システム的な情報を入れるという項目と、それぞれ、チェックができる担当が分かれているということで、事前にどの項目についてはどの担当がチェックをするというようなことをしっかり決めておかなかったというのが前回、いろいろ、不備があった原因ということで考えたところでございます。そのため、一つ目の原因については、正しく同一の水準で記載ができるよう、区における記載要領を作成して統一を図りました。二つ目の原因に対しましては、この項目は企画政策課、この項目は情報政策課、この項目は戸籍住民課というようなことで、責任を持ってそれぞれチェックをする欄を決めて、チェック体制を改めて確認させて修正させていただいたところでございます。

ご意見をいただきました後に、12月中に国のほうに評価書については提出をし、公表を終えさせていただいているところでございます。この度は本当にご迷惑をおかけしまして申し訳ありませんでした。次回以降、このようなことがないよう、しっかり対応してまいりたいと思います。有難うございます。よろしく願いいたします。

会長、説明は以上でございます。

【会長】今、統一して変更するという説明が何度も出たんですけれども、それは今回、今、

審議の対象としている資料35の評価書だけについておっしゃったのか、前もたくさん評価書を見ているんですけども、前のも今後も全部、今のご説明に統一されるという意味なんですか、どういう意味なんですか。

【特命担当副参事】資料35については、基礎項目評価書を全部で30件、ご提出させていただいたところなんですけれども、全ての項目について統一が図られているかどうかというのを前回の審議会後、全部、チェックいたしまして、それで全て統一をさせていただいたところと、また、今後、番号法の改正ですとか、区における利用事務が変更があった際に、また、評価書の報告を審議会のほうでもさせていただくことになると思うんですけども、その際にも各担当課が作成する際の統一した記載ができるような、今後も使える要領ということで作らせていただいたところがございます。

【会 長】わかりました。

では、ご質問か、ご意見がございましたらどうぞ。佐藤委員。

【佐藤委員】説明をありがとうございます。

今年に入ってマイナンバー制度が本格的に始動したわけなんですけれども、今、説明があった基礎項目評価の30件についてなんですけど、それぞれ、例えば手当についても助成についても申請時にマイナンバーの記入が今後、必要になってくるんだと思うんですけど、その場合、例えば番号を忘れてしまったりとか、通知カードを持ってくるのを忘れて記入できない、あるいは本人が忘れてしまった場合というのはどのようになるんですか。

【会 長】ご説明ください。

【特命担当副参事】今のご質問でございますけれども、基本的に番号利用事務になった事務については、申請書ですとか、届出書を記載していただく際に、ご本人様あるいはご家族様の個人番号を記載していただくように窓口でご案内をさせていただきます。ただし、ご本人様がその時点で番号がまだお手元に届いていなかったり、あるいはわからないということでかけないというような場合でも、申請をそれだけを理由に受け付けないということは対応としてはいたしません。ご本人様確認をした上で、職権で住民基本台帳の情報で個人番号を区の職員が確認させていただき、事務の処理としては進めさせていただくというような対応をとるところでございます。

【会 長】佐藤委員

【佐藤委員】30の今回、評価になっているそれぞれの事務なんですけれども、利用される方や申請する方にとってどういうメリットがあるんでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【特命担当副参事】まず、個人番号を使って事務の管理をするというようなところで、今までは住所ですとか氏名、生年月日でその方の管理を行政上していたわけなんですけれども、今後は転入を繰り返した方でも同じ一生涯、変わらない共通する個人番号で管理ができるということで、そうした同一人である情報の管理ができるという制度になっております。

目に見えた区民の方へのメリットといいますと、よく添付書類の省略ということが言われておりますけれども、これまでも例えば新宿区民の方であれば税情報ですとか、いろいろなほかのそれ以外の事務の情報については庁内での情報を確認して、事務処理を進めておりましたが、他自治体が持っている、例えば転入をされてきた方の税情報については課税情報ですとか、生活保護の状況を確認するために、添付書類をつけていただいているところなんですけれども、29年7月以降、自治体間の情報連携が始まった後には、そうした添付書類の省略が可能となるというメリットがございます。

言いかえますと、29年7月以降にならないと、そういった添付書類の省略というのが多くの事務では発生しませんので、今までと事務の流れ、あるいは窓口でのやりとりについては、余りメリットとしては区民の方については感じられないかもしれないんですけれども、将来的にはそうした添付書類の省略が可能となりますので、区民の方のメリット、利便性の向上にもつながる制度だというふうに考えております。

【会 長】佐藤委員

【佐藤委員】前回、ここにも項目だけ載っているんですが、都の五つの利用事務のことなんですけれども、前回、伊藤委員がメリットはあるのかという質問に対して、副参事のほうから提出書類が省略されて利便性が向上すると、そういう答弁がありました。私が保健予防課の担当にお聞きしましたら、例えば精神通院の自立支援については書類が省略されるどころか、調書が新たに必要になるとか、今までと変わらない事務と、それから、むしろ、書類を出すのが増える事務とがあって、前回、副参事が答弁したように省略されて利便性が向上するのとは違う話だったんです。審議会の場ですから、しかも私だけがそのときは反対をいたしました。ここにいる委員の方は、そういうことで利便性が向上するんだなという印象を持たれたとしたら、私はきちっと正確に答弁願いたいと思います。いかがですか。

【会 長】ご説明ください。

【特命担当副参事】前回、都の五つの事務についての伊藤委員のご質問の趣旨なんですけど、例えば庁内連携を東京都の五つの事務でできないというようなことがあった場合に、何か、影響

があるのかというようなご質問だったかなというふうに私は認識しておりまして、それとは別に佐藤委員のほうからメリットがあるのかという質問だったと認識はしているところだったんですけれども、まず、伊藤委員のご質問についてのこちらの答弁なんですけど、例えば東京都の五つの事務が個人番号利用事務になった時点で、これまでと同じような目的外利用というのが制度上、できなくなってしまうと。

個人番号利用事務と個人番号利用事務同士の情報のやりとりについては、庁内連携という番号法上の個人番号利用に該当してしまうため、区の利用条例で庁内連携ができるというふうに位置づけをしないと、事務の処理自体ができなくなってしまうというふうに、伊藤委員のご質問に対してはお答えをさせていただいたところです。ですので、利用条例の改正については必要不可欠な条例の改正であったというふうに今も認識しているところです。

もう一つ、訂正になるかと思うんですが、佐藤委員から五つの事務の事務処理についてのメリットについてご質問があった際に、その時点で添付書類が省略されるだろうということで、お答えをさせていただいたところなんですけれども、その後、東京都の事務説明会等がございまして、精神の通院については今の時点では区のほうでマイナンバーの職権での確認ですとか、それから、添付書類の省略についてははしてくれるなというような説明がその後にあったということで、担当課から私のほうも聞いたところでございます。

ただ、五つの事務が全てそういう取扱いではなく、例えば障害者の重度の心身手当、五つの事務のうち障害者手当については区の独自利用事務と同様に、職権で個人番号を確認し、税情報も確認をすれば、添付書類の省略が可能というような事務の説明会もあったということで、東京都の取扱い自体もばらばらといたしますか、区のほうでもどういう対応にしたものかというようなことで、今、苦慮しているところなんですけど、全てがメリットがないというわけではないというふうに認識しております。

【会長】ここは個人情報の保護審議会なので、制度がどうこうとか、法律で決まったことをここで説明を簡単に受けることは構わないんですけども、時間の都合もあるので、個人情報との関係で質問もしていただきたいし、回答もしていただきたいので、今のは区の事務が増えるか、増えないかみたいな話なので、こんなものはもともと区でやっていた業務の一部を国で管理しようというって、国がこういう情報を提供しろというのだから、事務が増えることなんか当たり前のことなので、問題は個人情報はどこで利用されて、それが漏えいする可能性があるかということ議論したいんですよ、ここでは。だから、そういうことで質問者も回答者も説明をしていただかないと時間のロスだけなので、たくさんの議題を抱えていますので、そう

いう意味でどうしても今の私の説明に関して追加することがあったら言ってください。そうでなかったら打ち切ります、今の質問も答えも。

【佐藤委員】私も結構です。

【会 長】では、ほかに質問か、ご意見はございますでしょうか。どうぞ、鍋島委員。

【鍋島委員】団体の人から聞かれたんですけれども、子どものものをとる場合に、未成年ですから親が行く場合には、一々、この子とは親子関係とか、そういうのを持っていかないといけないんですかというがありました。それで、その人は別姓なものですから、それも全部持っていくんですかというようなことで、聞いてきてほしいということです。

【会 長】ご説明ください。

【特命担当副参事】簡潔に。事務にもよるんですけれども、例えば住民票情報で確認ができればそれで済みますし、それで済まないというような事務については、今の時点ではマイナンバーは戸籍の利用が認められておりませんので、戸籍を持ってきてくださいというような事務もあるというふうに聞いてございます。多くは住民票で大丈夫なのではないかというふうに考えております。

【会 長】親が行った場合に、親から子どもの番号を調べるということは不可能なんですか。どうぞ。

【特命担当副参事】同じ世帯の方であれば住民票情報を見て確認がとれます。別世帯の場合にはそれが難しいかと思しますので、戸籍等が必要になるかと思えます。基本的には同じ世帯であれば添付書類は必要ないかと思えます。

【鍋島委員】別だったらいるわけですか、そういうことが全くわかっていないので不安です。

【会 長】一応、今の段階ではその程度の対応しかわかっていないということで、ほかにご質問か、ご意見は。林委員。

【林委員】今、特命担当副参事のほうからも回答があったんですけれども、この件については会長からお話があって、今、論じても、結局、国のほうがご存じのようにまだ決まっていなわけですよ。それで、1月1日に日本で初めての大改革ということで、個人情報保護委員会というのが初めてできて、点検、委ねられるわけなんだけれども、そこの人選がやっと終わって、霞が関のほうの場所は消費者庁を出て、新しい事務所が決まって、今、ばたばたやっていますから、私は話もしたんですけども、逆にこちらが言ったようなことを、それは一緒に話しませんかというような状況なんです。ですから、今、言われたことは内容も会長が言われるように大分違うことも一緒に話しちゃっているんですけども、今の質問のことについてはもうち

よっと、施行令も何も出ていないわけですし、待ったほうが、無駄になっちゃうんじゃないかなと思います。

【会長】ご意見をありがとうございます。

ほかにご質問か、ご意見はございますでしょうか。

それでは、とにかく今も林委員からの説明があったように全体がわかっているわけでもなし、少しずつ我々も理解している段階なので、今回のこの資料35の資料につきましてはとりあえず、何となくわかったということです承でよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会長】では、本件はそういうことで了承といたします。

次に、資料40、地方税に関する事務の特定個人情報保護評価（全項目評価）の実施結果についてであります。資料42、国民年金に関する事務の特定個人情報保護評価（全項目評価）の実施結果については、特に特定個人情報保護評価書3本です。要するに、資料40と資料41と資料42の評価書3本ですので、まとめて審議を行います。

それでは、資料40から資料42までまとめてご説明をお願いいたします。どうぞよろしく。

【税務課長】それでは、地方税に関する事務の特定個人情報保護（全項目評価）の実施結果についてご報告をさせていただきます。

ご報告の前に資料の訂正がございます。こちらの資料40-1の資料の4ページをご覧ください。4ページの項番13の一番右側の変更理由のところでございます。ここに項番3と書いてございますけれども、誤りで2でございます。項番2と訂正をお願いいたします。もう一つ、訂正箇所がございまして、同じページの次の段、項番14、そこの変更理由の項番17と記載してございますけれども、変更でここは項番10になります。おわびして訂正をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、使用する資料でございますけれども、資料40と資料40-1、資料40-2、資料40-3でございます。

前回、11月4日の当審議会では、時間の都合上、ご報告ができなかったため、11月10日から18日までの期間で書面での審査をいただきました。その後、いただいた意見を評価書に反映させ、既に平成27年11月25日付で国の特定個人情報保護委員会への提出及び公表をさせていただいたところがございます。今回は改めまして、評価書の最終版についてご報告させていただきます。

まず、調査票の裏面をご覧ください。事業の概要、事業名、担当課は記載のとおりでござい

ます。続きまして、目的及び事業内容、1の概要に関する部分につきまして、あわせてご説明をさせていただきます。以前、第3回本審議会でもご報告させていただきましたけれども、本事業は平成28年1月に開始されたマイナンバーの利用に対するリスク対策について事前の評価書を作成し、徹底していくという内容のものとなっております。第3回本審議会では、評価書の素案を付議し、了承をいただきましたが、その後、パブリックコメント及び外部の機関による第三者点検を実施し、各種会議に付議後、評価書の提出及び公表させていただきました。そこで、今回は第3回本審議会から評価書提出までの間に変更した点についてご説明させていただきます。

では、事業内容の2にあります資料を使って各種変更点についてご説明いたします。

資料40-1の素案からの変更箇所新旧対照表をご覧ください。こちらは第3回本審議会に付議させていただいた評価書の素案からの変更点をまとめたものでございます。評価書の素案から変更した理由は6点ございます。

変更の理由の1点目は、第三者点検で不適合とされたため変更したのになります。こちらは1ページに記載してある4項目でございます。

それから、変更理由の2点目は第三者点検で観察、簡単に言いますと、記載内容が不適合ではないですけれども、指摘があったということでございます。それに基づいて変更したのになります。こちらは2ページに記載してある3カ所でございます。

変更理由の3点目でございます。第三者点検で指摘はされませんでしたけれども、第三者点検によるヒアリングを行った際に助言があったため、変更したのになります。こちらは3ページ目に記載してあるもの5カ所でございます。

変更理由の4点目は、第三者点検で指摘はされませんでしたけれども、今までお話しした第三者点検による変更理由に準ずる内容であったため、変更したのになります。こちらは4ページ目に記載してある2カ所でございます。

変更理由の5点でございます。評価書の素案作成時から評価書提出までの間に、条例や総務省からの通知による変更等があったため、変更したのになります。こちらは4ページ目に記載してある3カ所でございます。

最後になりますが、変更理由の6点目は評価書の素案作成時から評価書を策定してまでの間に自己点検及び本審議会の指摘によりまして変更したのになります。こちらは5ページ、6ページ目に記載してある8カ所でございます。こちらについては5ページの項番19をご覧ください。こちらは再委託の内容に関する修正でございますが、前回の本審議会の書面審議の際に、

再委託事項は明確にすべきとの指摘をいただいたため、再委託事項を事案に応じて適宜、調整するという記載からイメージスキャナー、サーバー、制御パソコンのハード保守という記載に変更させていただきました。

以上が第3回本審議会から評価書提出までの間に変更した点になります。

なお、再委託の3件は禁止すべきの意見に対しましては、評価書への反映はしていません。これは資料40-3にありますとおり、評価書の21ページの委託事項3では、システム提供元である地方電子化協議会では行うことができない故障対応やセキュリティ管理、専門性の高い業者に運用業務を一部再委託することで、安定的にシステムを運用するため、また、評価書23ページの委託事項5では、システム構築業者である委託先よりも、現地作業に特化した業者にパソコンの保守作業や操作支援の現地作業を一部委託することで、業務への細かな支援を受けられるため、次に評価書24ページの委託事項6では、対象機器取扱いメーカーに機器の保守を一部委託することで、機器の障害発生時に対象機器取扱いメーカーが直接、修理対応するということで、業務への支障を最小限に抑えることができるように行っているためでございます。

また、再委託の禁止が無理なら、再委託事項を明確にの意見に対しましては裏面のとおり、表記を改めさせていただきました。あとは記載のとおりでございます。なお、委託事項5及び委託事項6につきましては、サーバーには個人情報がございますけれども、委託での個人情報の取扱いはございません。

では、資料40の裏面にお戻りいただきたいと思っております。最後に事業内容3の今後の予定についてです。既にスケジュールの最後に評価書の公表まで実施しております。先ほどお話ししましたが、こちらの公表は区ホームページにアップするほか、税務課、広聴担当課、区政情報課等で閲覧できるように設置してございます。

説明は以上で終わります。

【医療保険年金課長】 それでは、続きまして資料41と資料42について医療保険年金課長からご説明いたします。

初めに、資料41をご覧ください。件名としては、国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価の実施結果についてでございます。

裏面をご覧ください。事業の概要が2ページの詳細については記載のとおりでございますが、最後の今後の予定のところ特定個人情報保護委員会への評価書を提出、また、評価書の公表、この点については税務同様、11月25日に私のほうも実施したということでございます。

それでは、中身のご説明ということで資料41-1をご覧ください。A4横の表ということで、

前回、変更点について評価書のページの順番に記載がございます。この中でポイントといたしまして、一番上段のところ、21ページのところの入手の時期・頻度、この点について第三者点検において変更理由のところの記載のような形で、電子記録媒体でということであるけれども、入手の時期等は記載がないということなので、この点について明記するようという点検指示がございましたので、変更後に記載のような形で一括調査の場合、電子記録媒体、これはいわゆるDVDのような電子記録媒体でございますけれども、これを使用して国保情報トータルシステムとデータを授受すると。このあたりを追記させていただいたということでございます。

その以下の点については、第三者点検及び自己点検により、指摘された事項、また、誤字・脱字等、こういった変更理由のところに記載のようなことから、修正を図っているということでございます。次の裏面にいきまして、ページの55ページ以降についても記載のような形で、同様の形で変更させていただいております。特に裏面での55ページ、一番上段でございますも、手数料について記載がはっきり書いていなかったということですので、開示方法で写しの交付を選択した場合には交付費用が必要となる、この旨を追記させていただいたというようなことでございます。

資料41については以上でございます。

続きまして、国民年金関係の点にいきます。資料42をご覧ください。件名としては、国民年金に関する事務の特定個人情報保護評価の実施結果についてということでございます。

事業の概要が2ページ、裏面に書いてございますが、今後の予定の欄で、国民健康保険と同様、11月25日に実施したということで、評価書の内容等についてはホームページ等で閲覧することができる、こういう形でオープンな形で公表しております。

それでは、資料42-1をご覧ください。A4横の表でございます。この点についても先ほどと同様の形で記載させていただいております。1点、ポイントとしてはページの1ページというふうに書いてある表の上段です。特記事項欄の変更後ということで、このような記載を追記させていただいたということでございます。理由としては、法律改正がございまして、日本年金機構における個人番号を利用した事務開始の時期が変更されたということですので、その旨を特記事項ということで書かせていただいております。変更の内容については記載のとおりでございますが、特に2段落目、「ついては」というところで、ついては、平成29年5月31日までの間において政令で定める日までということ、利用について延びたというようなところを記載させていただいております。

それ以下については先ほどと同様な形で、一番右側の変更理由に基づき、第三者点検、自己

点検等により、修正をさせていただいた内容が記載されているという形になっております。

大変雑駁でございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

【会 長】 それでは、資料40から資料42まで3件ですので、ご意見とか質問を言われているときにどの資料、どの件かをはっきりしていただきまして、ご質問、ご意見をお願いしたいと思います。 それでは、林委員。

【林委員】 まず、今、会長がおっしゃったように最初の資料40の説明のことについて、事業の概要のところの真ん中に、特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイルと書いてあるんですけれども、新宿区としては従来どおり、紙データもあるのだろうと思うんですけれども、ここでいう情報ファイルというのはまず紙データというものも入りますか、定義として。それが一つです。

それと最初の資料40-1について変更前と変更後で見ると、こんなにも短い時間の間に随分と審議した結果、これだけのものが出ているわけなので、要するに途中経過の説明ということであれば、そういう形で聞くんですけれども、こんなにどんどん直っちゃうと、例えば書く時間がないからと会長のほうもやむを得ず、各自のところに質問を送ってくださいということで、前回、送られてきて、あのとき、私も数えてみたら審議会が終わって質問票をどうぞ書いてくださいと、わずか2週間なかったんですけれども、その間に見たら45カ所ぐらいを変更しているわけです。それで、私はこんなにもあつたら審議した意味ないですねということで質問させていただいたんですけれども、これも全部、こういう形でどんどん変わりますので、あくまでも審議の途中経過の説明という認識のほうがいいのでしょうか。

以上です。

【会 長】 では、ご説明ください。

【税務課長】 まず、一つ目のデータでございますけれども、当然のごとく、入力データは紙で保管されることとなりますので、区民の方それぞれが紙で提出されますので、紙も含まれる、電子ファイルも含まれるという認識でございます。

もう一方の今の変更点がたくさんあるじゃないかということでございますけれども、当然のことながら、これまで国の審議もあつたりですとか、それから、条例の改正とか、国の法律の改正があつた中で変更点がたくさん出ております。それから、本審議会でもご議論いただいて変更の点が出てきておりますので、その都度、変更させていただいています。さらに国のほうでも現段階でも審議中ということもありますので、今後も変更する可能性がある、変更があつた場合については必ず本審議会のほうにご報告させていただいて、議論していただくという

ふうな考えであります。

【会 長】どうぞ、林委員。

【林委員】途中経過という認識で、みんなで審議をしながら国にクエスチョンを出してアンサーをもらおうという形の認識でよろしいですね。だから、今後もこういう形で変更が出てくるかなという認識で、これは絶対では当然ないと思いますので、あと、ちなみに課長に申し上げますけれども、今度の個人情報保護法のはっきり言っているところは、紙データベースもデータベース化されていなくても、それがあつ程度の形できちんとソートされているものについては、適用の範囲だということを国は明言をしていますので、ついでに申し上げておきます。

【会 長】ご説明ください。

【税務課長】変更もあるのではないかというお話ですけれども、当然、まだ審議中ですので、フィックスしているところもあると思いますが、ほぼまだ審議中の部分もありますので、これからも変わってくるころはあるということで認識しております。

【会 長】ほかに。三雲委員。

【三雲委員】今のお話を伺つていて、そもそも、特定個人情報保護評価とは一体何なのかというのがよくわからなくなつてきたんですが、これを公表して国の委員会のほうに提出するということはわかつたんですけれども、その目的は一体何なんですか。

【会 長】ご説明ください。

【税務課長】今回、税務の事業にだけ特化してお話ししますと、税務の事業で非常に多くの事業がございますけれども、その事業に対して個人情報をどう取り扱つているのか、適切に取り扱われているかということを審議会のほうでもご議論いただくということが非常に大きな目的になつてございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】すると、保護評価書というものの目的は、ここの表紙に掲げられているような保護に取り組んでいることを宣言するという機関長の宣言について、特定個人情報保護委員会というものが承認するということが目的になっているわけですか。

【会 長】ご説明ください。

【特命担当副参事】今の特定個人情報保護評価についてのご質問でございますが、番号法の安全管理措置の一つでございますが、国や地方公共団体が特定個人情報ファイルを保有する際に、必ず実施が義務づけられているものでございます。特定個人情報の例えば全項目評価であれば、入手、保管、利用、例えば廃棄に至る全てのプロセスでリスク分析を行つて、事故ですとか、

そういったトラブルが発生するようなリスクを全て洗い出しをして、それを未然に防ぐというようなことを実施機関のほうで行うということで、万が一、事故があっても未然に防げるというような仕組みの番号法制度の安全管理措置の一つでございます。これは国に報告をするんですけども、国の個人情報保護委員会のほうで了承とか、認めるというようなことではなく、提出をする先が国のほうになりますけれども、認める、認めないというような許可ではございません。

以上でございます。

【会 長】よろしいですか。三雲委員。

【三雲委員】ただいまの説明で、保護評価書の位置づけと目的はわかったんですけども、そうするとプロセスのお話になってくると思うんです。今回、手続の問題になってくるんですけども、この評価書の案ができた後、最初にこちらの審議会のほうに回ってきて、今回、この手順だと第三者点検というのがその後にあった結果として、いろんな変更が審議に回って、この審議会で議論された後に生じているんだという説明を受けたんですけども、手順として、この手順で正しいのかということについてご認識を伺いたいんですが。

【会 長】ご説明ください。

【特命担当副参事】まず、全項目評価のプロセスなんですけれども、基礎項目評価と違いました全項目評価については、区民の方からの意見聴取するプロセスがございます。そのため、素案ができた際に、こちらの個人情報保護委員会のほうに素案をお示しした上で、パブリックコメントを7月、8月で実施させていただいたところです。その後、第三者点検といいまして、専門の業者に作成支援を委託いたしまして、最終的にパブリックコメントした後の第三者点検も経た上での最終案をこちらの審議会のほうに、2回目に報告させていただいているというようなプロセスでございます。その手順については国の規則、それから、区の実施要領等に沿ってやらせていただいているものでございます。

以上でございます。

【会 長】それは最初にこの問題に入る前に、日程で説明を受けた手順の話でしょう、今のお話は、1回目に出して、それでいろいろ、意見が出たから修正して、今日、継続みたいに報告していると、こういうことなんでしょう。そういうことですね。途中、第三者機関のコメントをもらったけれども、そういうことでしょう。だから、本来の流れに従っていると思うんです。

【三雲委員】理解いたしました。

【会 長】よろしいですか。ほかにご質問、ご意見はございませんでしょうか。佐藤委員。

【佐藤委員】資料40-3についてお聞きします。今、ご説明があったように、この意見というのは、1、2とも私のほうから出させていただきました。私自身は再委託は原則禁止すべきだというふうに考えています。それを認めてしまうと、また、委託先が再委託みたいになってしまって、責任の所在がはっきりしないということと、委託された業者が責任を持つという点なんです。先ほどの課長の説明で、システム上の故障対応ですとか、どうしてもその業者に頼らざるを得ないということで、致し方ないのかなと思うんですが、1点だけ、再委託する際の責任と、それから、どういうものを再委託するかということが最初、評価書には2のところ出ていなかったものですから、それは今後、きっちりしていったほうがいいんですが、いかがですか。

【会 長】これは評価書だから、再委託の契約の内容までは書いていないだろうという、当然なんですけれども、どういう契約を使おうとしているかを説明してもらえますか、今の質問に対して。どうぞ、ご説明ください。

【税務課長】実際には既に継続でやられている事業でございます。何年か前の本審議会で、承認していただいている内容でございますけれども、再委託につきましては、私どもも極力しない方向でということの考えは一緒でございますけれども、主たる業務については再委託はしないというのが基本的な考え方でございます。ただし、今回のように委託した最初の部分のところであると、今回、国が絡んでいますけれども、国の電子化協議会は実際にはプログラムを組める団体ではございません。実際に大きな括りで、大きな施策を考えるとございまして、そこが委託をしているというケースでございます。そういったやむを得ないケースがもし出てくるとすれば、また、こちらのほうで審議をさせていただいた上で、委託契約を結んでいきたいというふうに考えております。

【会 長】委託契約をするときには、再度、この審議会に議題がかかるんですか、かからないんですか。ここに委託事項と書いてありますよね。今のだったら21ページを仮に見ているんですけれども、これでこの審議会が委託や再委託を認めたということになる議案なんですか。

【税務課長】委託や再委託というのは、以前の審議会でこちらのほうから審議をしていただいて、諮問させていただいて承認をいただいている事業で継続してございますので、新たにここで承認をいただくという考え方ではございません。

【会 長】今の21ページですと、これはいつかの日に審議が済んでいて、事業者も全部決まっています、ここで内容を検討したということですね。

【税務課長】 そのとおりでございます。

【会 長】 わかりました。

ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。三雲委員。

【三雲委員】 今回の契約に関する点でお伺いしたいんですが、既に結ばれている契約の中で、取り扱いを委託する情報の内容として、過去に結ばれた契約の中では、特定個人情報ファイルというものが掲げられているという理解でよろしいのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【税務課長】 現段階では特定個人情報になっておりますけれども、そういう理解でいいと思います。

【会 長】 当時は、特定個人情報になっていなかったわけですね。

【税務課長】 当時は特定個人情報という扱いではなかったですが、個人情報の扱いということでございます。

【会 長】 そういうことですね。

ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。3件、よろしいですか。資料40、41、42。
佐藤委員。

【佐藤委員】 資料41についてお聞きします。ページ数の22、23、24に関連してなんですが、ここで出てくる滞納整理支援システムと電話催告システムのことなんですが、これは要するに国保料を滞納している方の個人情報が入っていて、それに基づいて、こうしたシステムが構築され、また、電話催告システムとして催告センターに方法を提供すると、こういう理解でよろしいのでしょうか。

【医療保険年金課長】 そのとおりでございます。

【会 長】 佐藤委員。

【佐藤委員】 大変機微な個人情報になると思うんですが、24ページに委託先への特定個人情報ファイルの提供方法がその他システムの直接操作となっているんですが、これは区の職員がそこへ行って、直接、何か入力したり、やったりするのか、委託先が何か操作をするのか、その点はどういうふうになっているのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【医療保険年金課長】 これは電話催告センターの業務ですので、実際に端末機がございまして、それを受託事業者が取り扱って電話をすると、そういうものでございます。

【会 長】 佐藤委員。

【佐藤委員】 そうすると、受託事業者がそういう情報を取り扱ったり、電話催告センターの場合は住所とか電話番号が画面なり、何らかの形で見えると思うんです。そのときのセキュリティ対策、例えば区の職員がその部屋にいるのかとか、その辺はどのようなセキュリティ対策をとられているのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【医療保険年金課長】 実際に業務を行っているのは本庁舎の7階の会議室において、業務を行っております。業務を委託する際に、本審議会にも報告する等、させていただいているというところでございます。セキュリティの対策としては当然、契約書、仕様書等に個人情報保護の徹底ということを盛り込むと同時に、その部屋には監視カメラといたしますか、それが設置されておりまして、そういった意味でもより徹底した安全対策をとっているというところでございます。

【会 長】 佐藤委員。

【佐藤委員】 1点だけ、区の職員なり、担当課のどなたかが定期的に見回ったり、確かに監視カメラというのは例えば死角になっているとか、疑えば切りがないんですけれども、滞納している方の名簿というのは非常に機微な情報なので、取扱いは厳重に注意したほうがいいと思うんですが、いかがですか。

【会 長】 ご説明ください。

【医療保険年金課長】 私は所管の課長としても非常に危惧しているところでございますので、抜き打ち的に実際に行ってみたり、あけて中を見たりとか、当然、そういった点については職員等を通じて実施しているということで、今の委員のご指摘も踏まえて、より一層、そのあたりについても厳しく徹底していきたいというふうに考えております。

【佐藤委員】 わかりました。ありがとうございます。

【会 長】 ほかにご質問は。林委員。

【林委員】 今の佐藤委員と一緒に質問させていただきます。それで、7階のほうで区の方があれというんですけれども、私は非常に重要な機微の問題ではあるとは思いますが、件数的には何万件とはないと思うんですけども、そんなに心配してまで何で外部に頼む、何で区の人が一人、専任のプロをつくって、こういうことをやらせないんですか。

【会 長】 ご説明ください。

【医療保険年金課長】 実際問題、当課では滞納件数といたしますか、対応する件数については2万件から3万件というふうにございます。そういった中で、どうしても区の職員には限度がご

ざいます。そういった中で、現在、話が個人情報からそれるかもしれませんが、実際には滞納初期の段階から、例えば払い忘れ、こういったところに気づいてもらって払っていただく、初期段階については、このような形で外部委託を行い、民間の力を使っている。そして、電話をしたことによって、その方々に実際にこちらのほうに相談に来られる場合があります。その窓口での対応については、基本的に非常勤職員を直接雇用していますので、そこがやっています。

それでは、区の職員は何をしているのかということになると、区の職員でしかできないことをやっています。それは何かといいますと差押え処分、滞納処分をやる。現在、従前は区の国民健康保険料については、非常に件数は少なくございました。100件、200件ということでしたけれども、今は1,000件近く実際には年間で差押えに取り組んでいるというようなところで、それぞれ、役割分担をすることによって、滞納対処に向けて取り組んでいる、その一環として初期段階については、このような仕組みを取り入れさせていただいているというところでございます。

【会 長】ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。

ないようでしたら、3件をまとめて了承ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】では、3件とも一応、わかりましたということにいたしましょう。

続きまして、資料43、児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集等についてであります。

それでは、ご説明をお願いいたします。

【教育指導課長】児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定につきましては、本年度第4回の審議会でご説明をしております。そこで、本日は前回、報告いたしました以降の平成27年6月から11月末までの運用状況についてご報告をいたします。資料43-1と資料43-2となります。なお、恐れ入りますが、個人情報保護の観点から詳細な説明については行うことができないことをご理解くださいますようお願いいたします。

まず、警察から学校への個人情報の提供があった本人外収集についてご報告いたします。資料43-1をご覧ください。指導上、連絡が必要と認められ、警察から学校へ電話や面接にて連絡した事案が24件ございます。報告件数が多いため、初めに全体的な内訳をご報告いたします。万引きが小学校で1件、中学校で10件、計11件でした。器物損壊が中学校で1件、悪質な行為、いたずらが中学校で2件、家出や深夜徘徊に関するものが中学校で3件、対人暴力に関するも

のが中学校で7件でした。

それでは、順番にご説明をいたします。

1番ですが、これは中学生が深夜徘徊し、公園で補導された案件です。2は小学生が万引きをして保護者が引き取ったということの連絡が警察から学校にあったものです。3は中学生が自動販売機を荒らして器物を損壊し、ジュース類を盗んで補導されたというものです。それから、4番と11番、1枚おめくりいただきまして12番、13番、15番、18番、19番、20番、21番、24番の案件は、中学生が量販店やコンビニなどで万引きをした案件です。戻りまして、5番、6番、8番、9番、1枚おめくりいただきまして17番は、中学生による暴力行為があったというものです。1枚目に戻りまして、7番は中学生の家出の案件で、深夜に警察に保護されたというものです。10番は中学生が保育園に爆竹を投げ込んだという悪質な行為です。1枚おめくりいただきまして14番は、中学生が民家に複数回、生卵などを投げつけたという悪質ないたずらの行為です。16番は中学生が家出をしているという連絡が学校に入ったものです。3番の器物損壊等による触法少年の事案以外、いずれも指導上、連絡が必要と認められ、警察から学校に情報提供があった案件です。22番と23番は、中学生による暴力行為により、その生徒が逮捕されたという案件です。なお、情報収集の方法は面接によるものが6件、電話によるものが18件でした。

次に資料43-2、学校から警察への個人情報の提供のあった外部提供についてご報告をいたします。1は、中学生が下校後に学校外で同級生から暴力行為を受け、被害生徒が学校に助けを求め、警察の対応が必要な問題行動の事案として、被害生徒、加害生徒の氏名、性別、学年、事案の概要を面談により、学校が警察に提供したものです。2番は、中学生が喫煙やライターで公園の遊具を焦がした等を見た生徒が学校の教員に報告し、学校だけでは解決が難しく、警察の対応が必要な問題行動であるとして、生徒の氏名、性別、学年、事案の概要を電話にて警察に提供したものです。3番は、家出をした中学生が登校してきたので、そのことを面談により学校が警察に伝えたものです。

事案の詳細については、個人情報の保護の観点から以上とさせていただきます。簡単ですが、報告を終わります。

【会長】今までの報告は件数がずっと少なかったと思うんですね。今回、多いというのは、こういう事案が多くなったのか、あるいは相互の連絡の基準を下げたとか、何か、変化があるのでしょうか。

【教育指導課長】連絡の基準等を下げたということではなく、今回、万引きの件数がかなり多

いです。目の届かない商品のたくさんある大型量販店での万引き行為が増えたことと、それから、今まで非行傾向のない、そういうお子さんが急に万引きしたというような案件も数件出てきておりますので、その影響があるものというふうに考えています。

【会 長】ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。

ないようでしたら、この件は余り詳しく入れないので、報告を受けたということでした承といたしますということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】では、了承ということで。

それでは、資料44、社会保障・税番号制度の導入に伴う新宿区個人情報保護条例の解釈・運用基準の一部改正についてであります。

それでは、説明をお願いいたします。

【区政情報課長】それでは、資料に基づきましてご説明をさせていただきます。表紙の裏面に改正理由、それから、主な改正内容が記載でございますが、資料としてA3の横版、この表で内容についてはご説明をさせていただきたいと思えます。今回、社会保障・税番号制度の導入に伴いまして、改めて私どもの運用基準に定義をきちっと明確に表記をする、法改正の部分を反映するといった改正が必要になってございますので、その部分を反映をさせていただいた改正を今回、行いました。

その中で赤字の部分ですが、ここが運用上、少し変更させていただいたものといったことで表記をさせていただいてございます。内容は大きくはこちら、裏面のほうに書いてございます社会保障税番号制度の導入に伴う条例改正関連で、ア、非開示情報の事前照会、それから、その他として郵送による開示請求と、この二つが後ほど詳細を詳しく説明させていただきたいと思えます。

こちらはA3の横版を見ていただくとおり、第2条から一番最後、39条までございますけれども、頭の部分は個人情報の定義、これは番号法との関連を整理するために、特定個人情報の定義を改めて入れさせていただいた、また、8条の部分では個人情報漏えい時の対応について、これは事故対応マニュアルというのを私どもは作成していますが、ここでしっかり対応できるように改正をさせていただくといった趣旨、それから、第9条については保有個人情報保護管理責任者の設置ということで点検・評価の実施、いわゆる処理の事務を改めて明記をさせていただいたもの、18条につきましては前回、ご説明させていただきました任意代理、代理人を法定代理から任意代理の拡大をさせていただいたといったことで、その部分を反映したものでご

ざいます。

19条8号、この部分は任意代理を拡大したことに伴いまして、従来は未成年者等の利益に反する情報、というのは、具体的に申し上げますと虐待などを受けている場合、保護者が自分の子どもの親権を持っているということで、自己情報の開示請求等を行った際に、利益が相反する場合については基本的に非開示といった対応を行うことになってございます。これにつきましては、任意代理においてもしっかりとその部分を行うといった必要がございますので、従来、手続上、このような案件は区政情報課事前協議といった形で、解釈・運用基準には明記せずに運用上、取り扱ってございました。この際ですから、しっかりと改正がございましたので、手続として改めて区政情報課のほうで事前協議をするといったことを、条項の中に明記をさせていただき改正をさせていただいたものでございます。

第21条、23条までの二つにつきましては、代理人の範囲拡大に伴いまして、改正を必要とする部分を改正させていただいたもの、それから、25条はその他のところに赤字で朱書きがございしますが、従来まで郵送請求については入院などの特定の特別な事情を有する者だけ行ってございました。その際には、診断書を確認するなどの手続を踏まえて行ってございましたけれども、現実的に例えば3年前に新宿に住んでいた自分の情報を今、住んでいる九州から請求したいといったような場合については、請求できます。

しかしながら、交付については来ていただくといった形になっておりまして、郵送でのやりとりを現在の取扱いは行ってきていなかったということがございまして、この部分につきましては郵送の請求について、事情をもう少し緩和をして拡大をしていこうと。ただし、先ほどの任意代理の部分でも話ししましたとおり、本人の意思を確認するといったことは、任意代理においてもしっかりとやらせていただきますし、郵送も「なりすまし」を防ぐために、本人確認をしっかりとさせていただきといった対応を前提にしてある程度、規定を整備をさせていただきといった対応をさせていただいたものでございます。

27条につきましては、開示請求等の却下ということで、従来まで却下の規定は規定してございませんでしたが、このたび、例えば任意代理の本人確認、意思確認で本人の意思が十分に確認できないような場合は、申請自体を却下するといった手続を規則上、規定しましたので、その規則に合わせて解釈・運用基準についても却下をするといった手続を盛り込んだものでございます。

それから、32条の2から32条の7まで、これは番号法の関連で、それぞれ反映をさせていただいたものでございます。詳細な説明を改めて解釈・運用基準のほうにも付記をさせていただ

いたといった改正でございます。

それから、39条についてはマイナポータルでの確認、開示請求ともにできる旨を改めて説明すると。これはこういう制度ですよといったことをしっかりと職員の中でも認識をしていただくために、追記をさせていただくといった改正でございます。

こちらの抜粋全文じゃなく、改正した部分だけご用意させていただきまして条文を直させていただいた、文言を整理させていただいた部分も含めまして、朱書きで今までずっとご説明をさせていただいた内容で、それぞれ整理をさせていただきました。一つ一つ、ご説明させていただくにはお時間が非常にかかってしまうといったこともございますので、こちらのA3のほうで概要だけご説明させていただきました。

大変雑駁ですが、本件については以上でございます。

【会 長】何か、ご質問かご意見はございますでしょうか。瀬川委員。

【瀬川委員】この件については事前に見ましたので、特に今はないんですけれども、これに関連ということでもよろしゅうございますか。ご存じだと思うんですけれども、個人情報法の改正が法律が通りまして、実施にはあと1年ぐらいあるようで、これから決まるんでしょうけれども、これができて多分、いろんなものがこれから新しく、追加というか、見直しされていく、そのスケジュール感を教えていただけますか。

【会 長】どうぞ。

【区政情報課長】私どものほうにまだ概要が来ておりませんので、詳細なものが消費者庁のほうから、内閣府のほうから出てくるというふうに思っております。具体的に施行までの間にきちっと直すということですが、具体的に本年中ぐらいにはある程度、直しをして、施行前までに組織内で共有するといった作業が必要になってまいりますので、国から詳細を出していただける時期にもよりますけれども、念頭に置いているのは施行前3カ月ぐらいには、きちっと私どものほうで整理をさせていただいて、運用開始までにしっかりと担当レベルまで、ブレークダウンをしていくといったことが必要かというふうには考えてございます。

【瀬川委員】ありがとうございました。

【会 長】よろしいですか。

ほかに。林委員。

【林委員】今、おっしゃったとおり、年内、でも、それも難しいと思います。消費者庁の人と話をしたんですけれども、私どもはこれを一生懸命、今度は勉強させてもらおうと思うんです。これも途中経過ですか。これは去年の改正があつて、法律が成立したからできたのか、それと

も、その前からのテーマでしたけれども、どうなのでしょう、これは個人情報はどう変わろうと、区としてはいいのですか。

【会 長】ご説明ください。

【区政情報課長】当然、大もとの法律が変更になれば、それに対する修正を随時、加えていくといった形になります。今回は番号法との関係をまず加えさせていただいたという変更でございますので、本則、個人情報保護法が変われば、それに基づいての改正というのは当然、行う予定でございます。

【会 長】ほかにご質問かご意見。林委員。

【林委員】まだ施行されていけませんので、そうすると、幾ら成立しても現行法が、9月3日以前のものが生きているんでしょうね。そういうことですよ、当然。それに基づいた形でのという見方でよろしいですね。

【会 長】どうぞ。

【区政情報課長】現行法に沿って、現在の解釈・運用基準については作成をさせていただいております。

【会 長】ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。

ないようですので、それでは、これも運用基準の話だったら了承でいいんですね。では、了承ということで終了しますが、よろしゅうございますね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】では、本件は了承ということで終了します。

次に資料45、業務委託契約等に明記する個人情報保護の特記事項の項目の追加についてであります。

それでは、説明をお願いいたします。

【区政情報課長】それでは、引き続き業務委託契約等に明記する個人情報保護の特記事項の項目の追加についてご説明させていただきます。従来までの特記事項につきましては、今回、番号法の絡みもございまして、総務省のほうで出されていますガイドラインに基づいて、持出しの禁止などをきちっと明記することなどの、ガイドラインの内容を踏まえた形の盛り込みをさせていただくといった趣旨もございまして、これまで審議いただく際に、いわゆる個人情報の保護措置対策として、例えば持出しの禁止であるとか、点検といったことをお話をさせていただきながら、それぞれ個別の契約の案件ごとに規定をしていただいて、対応してきたといった状況になってございまして、余りいい形ではないので、今回、改めて全て統一的に必要な

事項を特記事項に集約をさせていただこうといった形で改正をさせていただきました。これは規則改正が伴うものでございますので、ご報告をさせていただくということでございます。

特記事項のほうの改正案をご覧くださいとおり、朱書きの部分が追記をさせていただいた部分でございまして、第6に持出しの禁止、ただし書きが当然ついてございます。これは別場で作業するといったことで、一定、例えばペーパーも含めてでございますが、違う作業場にお持ち込みをいただくといったことが必要な場合については、事前に甲、新宿区の了解を得るといった形になりますけれども、基本的には持ち出しを禁ずるといった形で対応をする条項を入れてございます。

それから、1枚おめくりをいただきまして、今度は12の項、個人情報の消去の確認につきまして、これは書類での確認と、それから、必要な場合について区のほうの職員が立ち会って内容を確認するといったことで、間違いなく消去した旨、消去についてはそういう形で確認するといったことを盛り込みをさせていただきました。また、13の項には取扱責任者の指定を甲への報告義務を含めまして、追記をさせていただいてございます。

委託契約用と指定管理者用と分かれてございますけれども、指定管理の一番最後のページをご覧くださいませでしょうか。個人情報の引渡義務等ということで、いわゆる業務終了後に個人情報を変換するといったことについて、実は指定管理のほうに入れていなかったということがございまして、今回、委託と比較をさせていただきますと、委託ですと4ページになりますが、資料等の返還等というところに該当する条文が記載されてございまして、ここは同じような形で明記をさせていただいたという改正でございます。

実はこの作業をするに当たりまして、私どもは実は委託契約と指定管理と、どうしても分けなければいけないのかどうかといった疑問にも打ち当たってございまして、実は来年度の契約事務が始まる関係で、次年度、新年度につきましては、こちらの改正内容で対応させていただきます。1年、お時間をいただくこととなりますけれども、でき得れば、委託契約と指定管理を統一した様式で特記事項というのを改めて整理をさせていただこうということで、事務方とは今、話を進めてございまして、本日は大変申し訳ございません、2パターンをご覧くださいこととなりますけれども、今回は委託用と指定管理用と二つの特記事項を改めて改正をさせていただくということで、ご説明をさせていただきました。

以上でございます。

【会 長】この二つは、ほとんど同じように思いますけれども、9項というのが何か違うのですか。何でそういうことなるのか、よくわからないんですけども、どうぞ、佐藤委員。

【佐藤委員】委託契約用と、それから、指定管理者用なんですけど、10項の委託契約用は再委託を禁止しているんですけど、指定管理者は甲の承諾がある限り、この限りではないというふうに再委託を事実上、認めているんですけども、なぜ、こういう違いがあるのかということと、これまで私が再委託について原則禁止すべきだということを再三、言ってきたわけですけども、ここの委託契約には再委託は禁止するとなっているんですけど、ところが、この審議会でもたびたび、再委託という話が出てきます。その辺はどうなんですか。

【会 長】どうぞ。

【区政情報課長】基本的に委託業務につきましては、特定の業務について委託をさせていただくものですが、指定管理につきましてはいわゆる施設全体の業務、事業とそれと施設管理等々、複合の項目をやっていただくといった形で、自治法の中で改めて規定をし、いわゆる民間の力を活用し、効率的な地方自治を実現すると、そういう趣旨で盛り込まれた条項でございまして、具体的に言うと、特定の例えばスポーツ施設であれば、スポーツの事業を運営するところと施設管理の主体が一体的にやっているところもございまして、そうではなくて一者で受けて、その部分についていわゆる施設管理の例えば機械のメンテなんかの部分は、ほとんど再委託といった形で対応しているといったことがございますので、個人情報の取扱いについては、特にそこに含まれているものというのはほとんどないわけですが、基本的に再委託も前提とした制度になっているのが指定管理の制度になっておりますので、そういった点が相違ということであれば相違の点と。

ただ、委員がおっしゃるとおり、個人情報に係る部分については何でも再委託していいというのは困るので、改めてきちっとそこを整理して、一つのものにしようといった今、話を事務方ではさせていただいているといったこととございます。

【会 長】そうだけれども、指定管理者に対しては区は委託じゃないんでしょう。指定管理者そのものが独立の主体として、そこから委託が始まるので、区が再委託の関係にはないですよ。独立しているわけでしょう、指定管理者というのは。だから、再委託というのは区との関係で、指定管理者が委託したところが、そこがまた再委託というのはあるかもしれない。指定管理者がそれを管理すればいいことで、区はそこまでは、むしろ、委託そのものを制限していますから、これで、だから、再委託の問題よりも委託してはいけないよと、指定管理者の範囲で全部やりなさいねと、余りよその人を使いなさんみたいなことになっているんだと思うんです。だから、それはそれでいいんじゃないかなと思う。だから、再委託というのは指定管理者のほうには書かないでもいいかなという気がしますよね。委託はいけないんだから、それ

以上、再委託というのではないわけで、本来は。そういう構造ですか。今、ぱっと見ただけのことですが。

では、佐藤委員。

【佐藤委員】委託契約で2ページ、ここには再委託は禁止と書いてあるんですが、実際には先ほども議論になったように、再委託されているわけですよね。その辺、実態と特記事項とは実際に矛盾しているんじゃないですか。

【会 長】ご説明ください。

【区政情報課長】大変失礼しました。実は委託用で2種類ございます。再委託をできる規定が入っているものと全面禁止のものがございます。審議会のほうで委託をする際に再委託もあるよといったものについては、ただし書きで甲の了承がある場合に、この限りではないといったものが入っているものがもう一つ、実はご用意をさせていただいております。そちらを使っていたといた形になってございます。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】それはそれとして、後で見せていただくんですが、指定管理者の項目もそうですけれども、16番の従事者に対する教育なんです。再委託も可能ということであれば、余計に乙だけではなくて再委託する従事者なり、あるいはせめて管理者に対してきちっと教育する、周知するということを特記事項の中にも僕は入れるべきだと思うんですが、それはよりセキュリティを高めることになると思うんですけれども、いかがでしょうか。

【会 長】どうぞ、ご説明ください。

【区政情報課長】先ほど会長のほうからお話があったとおり、私どもは個人情報の取扱いでいくと、指定管理が本当は一つの主体ではありますが、そこに業務をお願いして、そこからということで再委託といった認識というか、イメージを持ってございましたけれども、規定上は委託になりますので、私どもから見ると指定管理にお願いした業務は、指定管理が別に委託をするといった形になりますので、会長が先ほどおっしゃったとおり、指定管理の責務において、そこはやっていただく。

それについては、実は指定管理を受ける際に私どもと同じ規定をつくりなさいといった条件がございまして、行政管理課のほうで指定管理をする場合に基本協定等々の中で新宿区と同じ条項、要は個人情報保護に関する取扱いをきちっと1個、規定をつくりなさい、規定をつくった中で運用しなさいといった形に実はなっております。ある意味、私どもでいくと個人情報保護審議をしていただく、こういう第三者機関があつて、事故の際には事故の対応のマニユ

アル、そういったものも全部、整備していただくといった形に指定管理を行う際にはしますといった前提がございますので、そういった点では、指定管理者の責務において保護をしていただくといった形になろうかと思えます。

【会長】他にご意見がなければ、本件は了承ということで終了します。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会長】では、続きまして資料46、住所地特例における介護予防ケアマネジメント費に係る財政調整業務の委託についてであります。

それでは、説明をお願いいたします。

【高齢者福祉課長】それでは、住所地特例における介護予防ケアマネジメント費に係る財政調整業務の委託についてご説明いたします。

まず、条例の根拠といたしましては、個人情報保護条例第14条第1項、業務委託についての報告となります。

ページをおめくりいただきまして事業の概要についてです。本事業の目的ですが、介護保険法に規定する住所地特例者の方のケアプラン作成などの介護予防ケアマネジメント、長いのでケアマネジメントと称しますが、につきましては、これまでは保険者である新宿区が行っておりましたが、今回の介護保険法の改正に伴いまして、住所地特例者が入所している施設の所在する自治体で行う形に変更になったものでございます。そのことから、保険者が負担すべきケアマネジメント費を保険者と施設のある自治体との間でやりとりを行う財政調整事務の必要が出てきたもので、この事務を東京都国民健康保険団体連合会に委託することで、支払いを迅速かつ適正に処理することを目的にしているものでございます。なお、住所地特例とは、高齢者が住所地以外の区市町村にある介護保険施設に入所するために住所を動かした場合、新宿区が引き続き保険者として給付費を支払うという介護保険制度内の仕組みのことをいうものでございます。

続きまして対象者ですが、対象者は住所地特例者のうち、次の①または②に該当する方になります。①は新宿区にある介護保険施設に入所する他道府県の市町村が保険者の方、それから、②は保険者が新宿区で、他道府県の市町村にある介護保険施設に入所する方。なお、都内の市町村同士のやりとりに関しましては、既に前年度の第8回の本審議会においてご報告をさせていただいたもので、今回は都外の者となるものです。

事業の内容についてですが、概要といたしましては、実際に対象のケアマネジメントを行う

のは地域包括支援センター、新宿区の場合は高齢者総合相談センターと呼んでおりますが、そのセンターにいるケアマネジャーになりますので、まず、介護保険施設が区市町村はケアマネジャーが行ったマネジメントに要する費用を、ケアマネジャーが所属する地域包括支援センターに支払いを行います。そして、ケアマネジメントの対象者が他の自治体の保険者の方だった場合は、年に1度、国保連合会を介してケアマネジメント費の調整を行うという内容でございます。調整を行う対象期間といたしましては、毎年1月から12月までの1年間となりますが、介護保険法の改正が昨年4月からですので、平成27年につきましては4月から12月までの9か月間となるものです。

続きまして、この財政調整の流れについてご説明いたします。ここでは例として新宿区内の介護保険施設に入所する方で、他の道府県の市町村が保険者の方についてご説明いたします。先ほどの対象者のところでいえば①に該当する方になります。まず、対象期間中にかかったケアマネジメント費につきまして、翌年1月末までにその内容を資料1の依頼書により、国保連合会に報告いたします。国保連合会では新宿区を含め、各市町村から報告のあったケアマネジメント費の内容に基づきまして、新宿区に対しましては対象期間内のケアマネジメント費を請求する額と支払う額、つまり、新宿区内に他の道府県の方がいらっしゃれば、その方たちに私どもは請求いたします。逆の場合は私どもが請求を受けるということになるものです。それを相殺する形で額を算出するということとなります。今回、最終的な額については、それらを差し引いた上で決定するということとなりますが、(3)で2月末には国保連合会から新宿区に対して(2)で算出した額の通知があり、それを3月末までに納付または支払いを受けるということになるものです。

ちなみに、昨年4月から12月までの期間における新宿区が保険者としての対象者は現在はありません。今後、そういったことが発生してくるだろうということでございます。

続きまして、別紙をご覧ください。登録事業の名称及び委託先は記載のとおりとなっております。事業者処理させる情報項目につきましては、氏名、カナ氏名、介護保険の被保険者番号、それとケアマネジメント負担の金額でございます。記憶媒体は紙及び電磁的媒体、委託理由、内容につきましては先ほどご説明したとおりでございます。委託の開始時期及び期限ですが、契約自体は昨年12月からとなっておりますが、実際の個人情報の委託先への提供は年1回ということで、これから行うということで、本審議会了承後に行うということで考えております。

事業者に行わせる情報保護対策といたしましては、提供された情報を盗用、滅失などの防止

及び安全管理のために施錠のできる金庫に保管させるものです。また、委託事業者には、履行に当たりまして不要となった個人情報速やかに区に返還させるとともに、業務終了後はシステム内の電子情報については消去をさせます。あわせて国保連合会みずからも個人情報保護に関する規程を持っておりますので、これに関しては遵守させることを徹底したいと考えているところです。

説明は以上です。

【会長】ご質問かご意見はございますでしょうか。特記事項は現行のものですね。せっかく知恵を絞って改正案をつくったのだから、これに改正案を適用してもいいと思うけれども、とりあえず、今日のところは現行特記事項でいきましょう。ということで、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

ないようでしたら、了承ということで本件は終了いたします。よろしゅうございますね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会長】本件は終了といたします。

次に資料47、個人番号カード交付管理システム利用のための外部結合等についてであります。それでは、説明をお願いします。

【戸籍住民課長】資料47について説明させていただきます。

1 ページ目をご覧ください。件名は個人番号カード交付管理システム利用のための外部結合等についてです。諮問の内容は外部電子計算機との結合、報告内容は業務委託でございます。

ここで恐れ入りますが、資料の訂正についてご説明させていただきます。まず、1 点目でございますが、ページをおめくりください。3 ページ目の枠でいいますと上から3 枠目、結合される情報項目の欄の上から2 行目に、誕生年月とございますが、こちらは誕生月日でございませぬ。同様に4 ページ目をお開きください。4 ページ目の上から4 枠目の委託に伴い事業者に処理させる情報項目、こちらの2 行目にございます誕生年月も同じく誕生月日、さらに同じ訂正でございますが、最終ページのカラー刷りの資料47-1、こちらの黄色の吹き出しの一番上でございますが、こちらの4 行目、誕生年月とございますが、同じく誕生月日でございませぬ。もう1 点ございます。4 ページ目をお開きください。4 ページ目の下から3 段目の委託の開示時期及び期限でございますが、こちらは平成28年2月1日の後からというのが抜けております。申し訳ございません。28年2月1日から平成28年3月31日までに訂正させていただきます。

以上でございます。

それでは、2 ページ目をお開きください。事業の概要について説明させていただきます。事

業名、それから、担当課は記載のとおりでございます。目的につきましては、個人番号カードの交付に係る交付日時の予約、カードの保管・交付状況等の管理をシステム化することにより、区民サービスの向上、事務の効率化・迅速化及び個人番号カードの管理の徹底を図るというものです。対象者は新宿区民のうち、個人番号カードの交付申請を行った者でございます。

事業の内容でございますが、こちらは昨年10月5日に個人番号をお知らせする通知カードを簡易書留で世帯ごとに送付したところでございますが、その中に申請書等が入ってございまして、希望された方に1月から個人番号カードの交付が始まるというものでございます。個人番号カードにつきましては、国のほうは3年3カ月で3分の2に当たる約8,707万枚の交付を予定しております。区に換算いたしますと、22万7,000枚の大量の個人番号カードを交付することになりますので、システムを利用してサービスの向上、効率化等を図っていくものでございます。

それでは、3ページ目をご覧ください。諮問内容についてでございます。件名は個人番号カード交付管理システム利用のための外部結合についてです。保有課、登録業務の名称については記載のとおりでございます。結合される情報項目ですが、14項目でございます。新宿区民のうち、個人番号カードの交付申請を行った者に係る情報項目です。申請ID、カナ氏名以下、14項目について情報を結合いたします。この中に個人番号は含んでおりません。結合の相手方につきましては、株式会社NTTデータ関西でございます。

結合する理由でございますが、2段落目、この交付管理システムは、特にセキュリティ性の高いものを選択しております地方公共団体間のIT格差を軽減するために、国のIT戦略の一環として、LGWANと申しまして地方公共団体間の組織内のネットワークを相互に接続する行政専用のネットワークでありますLGWANを利用して、民間事業者が地方公共団体に対して高品質の各種サービスを提供するということを認めます、国の戦略の一環でありますLGWAN-ASPに登録されたシステムを利用するものでございます。

このLGWAN-ASPに登録されているシステムは、地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISと略して言っておりますが、こちらによる審査及び登録を受けておりまして、非常に高いセキュリティレベルと品質が確保されているものです。区が独自にシステム構築を行うよりも、経費面、運用面、構築期間においてもすぐれているというもので、このサービスを提供できる委託業者を相手として結合するものでございます。

結合の形態は、LGWANという回線を利用しまして、区のイントラパソコンとNTTデータ関西が管理・運営する個人番号カード交付管理システムと接続し、処理を行うというものでござい

す。結合の開始時期と期間でございますが、平成28年2月1日から平成28年3月31日で、以降、継続を考えております。情報保護対策につきましては、記載しております1番から6番までの内容になっております。

ここで、資料の一番後ろにつけております資料をご覧ください。資料47-1になります。個人番号カードの交付の手順について、さらに詳しく説明させていただきます。まず、赤い部分、左端の区民というところでございますが、①番、個人番号カードの交付申請を区民が行います。申請の送付先でございますが、それは地方公共団体情報システム機構になります。そちらで②番で受け付け・審査をした後、③番でございますが、個人番号カードを発行いたしまして、梱包・発送して新宿区のほうに新宿区民の分を送ってまいります。

④番目でございますが、受領・検品をいたしまして、こちらの個人番号カード情報システムに登録いたします。カードの情報の内容については吹き出しの部分の内容に限定されております。これは新宿区の職員のほうが対応いたします。⑤番ですが、交付前設定という作業を行って、それが終わりましたら、順次、⑥番で申請者に対し、交付決定通知書を郵送いたします。⑦番でそれを受領いたしました区民の方が⑧番でございますが、電話またはインターネットで予約するというものです。電話につきましては⑨番でございますが、職員のほうが電話を受けまして、こちらの予約システムのほうに入力するものでございます。インターネット予約につきましては、本人が直接、予約をいたしまして、それに対して受け付け確認の電子メールが自動的に送られてくるというシステムになっております。

さらに新宿区はお客様がいらっしゃる日を⑩番でございますが、予約状況を確認して交付の準備をしておくことができます。そして、⑪番でございますが、予約日時に来庁された際に⑫番で本人確認をし、暗証番号を設定して⑬番、個人番号カードを交付いたします。そして、区民の方は⑭番でカードを受領する、受領した後、⑮番でその状況をまた登録するということで、右端にございますシステムの中に、それぞれの予約とか、それから、発行状況、交付状況の管理機能を備えたシステムがございますので、そのシステムを利用するということになっております。操作をするのは私ども、人的には区の職員のほうが対応いたします。

それでは、また、お戻りいただきまして4ページ目をおめくりください。こちらは報告内容になっております。件名につきましては、個人番号カード交付管理システムサービス提供業務の委託についてでございます。保有課、登録業務の名称は記載のとおりでして、委託先でございますが、このシステムを提供するのは今のところ1社しかございませんので、NTTデータ関西を相手方とするものです。委託に伴い、事業者処理させる情報項目は先ほど申し上げまし

た項目と同じ14項目でございます。それから、処理させる情報項目の記録媒体は電磁媒体です。

飛ばしまして、委託の内容について申し上げます。1番ですが、個人番号カード交付管理システムサービスの提供、2番目としてバックアップ等運用管理、3番、サーバー機器・ネットワーク管理、4番、障害・保守対応、5番、情報セキュリティ対策、6番、初期設定作業等でございます。委託の開始とか期限は同じでございます。委託に当たり、区が行う情報保護対策につきましては記載のとおりで、契約書等に明記してまいります。それから、最後、受託事業者に行わせる情報保護対策についても、1番、2番は外部結合と同じ内容でございまして、3番、4番、5番は記載のとおりでございます。

以上です。審議のほどをよろしくお願いいたします。

【会 長】何かご質問かご意見はございますでしょうか。伊藤委員、どうぞ。

【伊藤委員】3ページとかに結合される情報項目というので、名前とか、そういうのを書いているんですけども、これというのはあくまで結合ということで、NTTデータ関西のほうのデータセンターにはデータは記録されないという認識で大丈夫ですか。

【会 長】ご説明ください。

【戸籍住民課長】そういう意味では記録はされます。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】このデータというのは、どういう形でNTTデータ関西にデータを渡すんですか。この回線を使って渡すということですか。

【戸籍住民課長】LGWAN回線を使ってデータを渡します。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】私が誤解していたのかもしれないですが、結合というのはよくあるパターンだと、名前とかのデータは区のほうで保有していて、予約の情報に関しては保有しているので、そこのお互いのデータベースを結合することで結合というふうになると思うんですけども、それはどっちも一応、同期させるという、そういうイメージですよね。その場合、パスワードとかも管理することになると思うんですけども、受付けパスワードというのも新宿区のほうでも管理するし、関西のほうでも管理するんですか。

【会 長】どうぞ、ご説明ください。

【戸籍住民課長】受付けパスワードにつきましては、区のほうでは情報を保有しませんで、こちらのシステムのほうで情報を保有するという形になります。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】もし、パスワードがわからないとか、そういう人が区に問い合わせてきたときは、こっちのほうに問い合わせるという形になって、区のほうではパスワードを区からそもそも出したりとかということはないということですか。

【会 長】ご説明ください。

【戸籍住民課長】パスワードは区のほうでは保有していないので、わからないときは予約番号等でお調べするという形になるかと思います。

【会 長】パスワードは、今、ここに書いてある受付けパスワード。

伊藤委員。

【伊藤委員】そもそも、これというのは先ほども結合という話をさせていただいたんですけども、絶対に向こうのサーバーに、データセンターに置く必要はないと思うんですけども、これというのは、このシステムが最初からお互いに同期をさせることが前提のシステムだったから、やむを得なく、向こうのサーバーに個人情報を置くという形になったんですか。

【会 長】ご説明ください。

【戸籍住民課長】このシステムが個人番号カードの交付に関して内容を備えた、項目を備えたシステムとして構築されていまして、LGWAN-ASPという地方公共団体向けのサービスとして提供されていますので、私どもがそういったものを、全てサーバーを相手方のNTTデータ関西のほうは持っておりますので、それを借りるという、利用させてもらうという仕組みになっております。

【会 長】私から質問ですけども、結合という以上は、こちらに何かファイルかシステムがあつて、それと向こうとをつなぐという理解なんですけども、こちら側には何があるんですか。

【戸籍住民課長】新宿区のほうは職員が専用に使っておりますイントラネットパソコンというのがございます。そちらと相手方のシステムとを結合いたします。

【会 長】職員が持っているのは、3ページに書いてある結合される情報項目というものが入ったファイルがあると、こういうことでしょうか。これそのものですか、これよりもっと広いものがあつて、それから取り出すという話、どういうことですか。

【戸籍住民課長】こちらには何もシステムは入っておりませんで、ユーザーIDとパスワードにより、相手方の個人番号カード交付システムにアクセスするという形になっております。

【会 長】私が聞いているのは、まず、個人番号カードの申請は区を通さないで、地方公共団体情報システム機構というところに行くのですか。そうすると区は関係がなくて、区はそち

らから報告を受けるだけということですか。

【戸籍住民課長】お客様がインターネットで直接予約する場合は区を介しないので、予約した結果を区のほうで報告を受けて確認するという形になりますが、電話予約の場合は区の職員のほうで、こちらのシステムのほうに入力するという形になります。

【会 長】そうすると電話予約とインターネット予約、システム機構からもらうインターネット予約と自分のところが集めてきた電話の予約と、それを一つのファイルにするんでしょう。そのファイルと向こうとが結合、電話予約を向こうで使えるようにするという事ではないんですか。

【戸籍住民課長】そのファイルは一つのものになっておりまして、それ自体は区は保有しないで委託先のNTTデータ関西のほうで保有しているというものになります。

【会 長】電話予約は紙ベースではなくて、何かファイル、データにするのではないんですか。

【戸籍住民課長】私どものほうでアクセスしますと、このシステムが開きまして、その中に直接、職員がお客さんのかわりに入力するようなイメージでございます。

【会 長】よくわからないけれども。

【区政情報課長】これをご相談いただいたときに外部結合という概念が当たるのかどうか、非常に私どもは悩みまして、実は電子申請なんかの際には一応、外部結合で、同様の形態なんですけど、J-LISが持っているサーバーで管理する情報をやりとりするといったのに非常に近い形になってございまして、とりあえず、一応、外部結合という形で上げさせていただきました。実際にはNTTデータ関西が持っているシステムを使用賃借するといったことになりますので、ある意味、業務委託だけで足りるのか、その辺があったんですが、念のためにサーバー自体がNTTデータ関西が所有するサーバーを区が使わせてもらおうと、こういう形になるものですから、とりあえず、こちらの案件もあわせて出ささせていただいたという経過でございまして、非常に事務局としても悩ましいケースだという判断のもので、おかけをさせていただいたといった事情がございます。

【会 長】いずれにしろ、区の職員が鍵をして個人情報扱うのだから、こちらにかけてもらうことはいいんですよ。それはいいと思ってるんですけども、外部結合という言葉、こういう新しい形態があるということで、私が質問したのは、こっちにファイルがあって向こうに何かシステムがあって、それとつないだというのが従来の外部結合の概念ですよ。それと違うので、今、やっと意味がわかってきたんですけども、そういう外が持っている一つのフ

ファイルというか、それを両方が使うという制度、一応、外部結合の概念に入れておいてもらうけれども、わかりにくいですね。制度的に外部結合以外はないんだからしょうがない。一応、外部結合で今後もかけていただいて、制度を変えるのなら、そのときにまたお考えください。

どうぞ、伊藤委員。

【伊藤委員】補足なんですけれども、この表現だと私もかなり誤解をしてしまったので、どちらかというと同期という言葉のほうが概念的には等しいのかなと思うので、そういう注釈を今後、入れていただけるとシステムの全体像がわかるので、よろしくをお願いします。

【会 長】同じ考えるなら。

佐藤委員。

【佐藤委員】時間がないので、最初に質問して自分の意見を言わせていただきます。まず、個人番号カードの交付の申込みの数と、それから、この番号が任意だということなんですけれども、私のところに区民の方から問い合わせがあるのは、つくるのにはどうしたらいいんだ、つくらなければいけないという、そういう思いが非常に強いんですが、その辺、窓口での対応はどうされているかということと、個人番号カードが現時点でメリットにどういうメリットがあるかというのを知りたいんです。それと、ネットで予約する場合に、どんな情報を提供してネットで予約するのか、それから、4ページにありますNTTデータが取り扱う情報なんですけど、直接は扱わないけれども、運用管理作業においてバックアップ等の個人情報を間接的に取り扱う、この間接的に取り扱うという意味、以上をお答えいただけますか。

【会 長】どうぞ。

【戸籍住民課長】まず、申込みの数でございますが、J-LISのほうから報告を受けているものが昨年12月23日現在の数字でございますが、こちらのほうで新宿区は1万619件の申請がございます。

個人番号カードの交付申請に関して任意かというお尋ねでございますが、こちらについては任意でございます。必ず持たなければいけないというものではなく、カードの交付を希望する場合は申し込んでいただくという形になっております。窓口の対応でございますが、こちらのほうはご質問があった際は、任意でお申込みいただくようにご案内していることと、あと、広報などのほうもご希望のある方はということで広報しているところでございます。

あと、メリットにつきましてでございますが、こちらは現時点では一番は個人番号カード、本人確認の身分証明書になるというところがメリットでございますが、そのほか、公的個人認証は今までも住基カードについておりましたが、それと同様のものが含まれておりますので、

E-TAXなどの申請をされる方については、公的個人認証の部分を使っていただくというところ
でございます。そのほかにつきましては、今後、3年間ぐらいの間に国のほうではさまざまな
サービスをそこに付加して、よりメリットを高めていくと、便利にお使いいただけるように、
さまざまな機能をつけていくということで、今、検討を進めているという状況でございます。

それから、ネット予約の際の情報は、どの程度のものを情報として提供するのかということ
ですが、これにつきましては、ここがございます黄色の吹き出しの一番上がございます内容を
入れていただきます。お客様のほうには、私どものほうが交付決定通知書のほうに番号を振り
ます。その番号は製造番号になっておりますので、その製造番号を入れていただく。あと、そ
の方の本人確認のために、誕生日日を入れていただく、それからあと、インターネットでの予
約ですので、連絡先のメールアドレスを入れていただきます。そのほか、任意ではございま
すが、ご本人のカナ氏名を入れていただきます。あとは受取人がご本人なのか、代理人なのかと
いう種別を入れていただきまして、あとは予約日時を選んでいただくというふうになっており
ます。この製造番号が予約番号にも使われております。

【会 長】これはひな形か、何かが画面に出てくるんしょう。自分が勝手に入れるわけじゃ
ないんでしょう。要求されている項目を入れなければアウトでしょう。

【戸籍住民課長】そのとおりでございまして、フォーマットが出てまいりますので、その中に
必須項目を入れていただかないと先に進まないという仕組みになっております。

【会 長】わかりました。

佐藤委員。

【佐藤委員】あと、間接的に取り扱うというのはどういうことですか。

【会 長】バックアップの話ですか。どうぞ。

【戸籍住民課長】バックアップのためにデータをコピーするということになります。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】ありがとうございました。

私はこの諮問に反対いたします。理由は三つです。

先ほどの質疑でも明らかになりましたように、外部結合という形で結合する項目が14項目に
及び、なおかつ、ネットで予約する場合に先ほど言ったような項目をシステムの中に入力する
という非常に機微な個人情報を広げるということになることが第1点。

第2点目は、直接はNTTデータのほうに介さないという、間接的にもコピーをするという話
がありましたけれども、NTTデータはご承知のように大手の銀行のシステムなんかも扱ってい

る大きな企業なんですけれども、2012年11月と2014年11月に関連会社の社員や委託社員が自分たちが開発した銀行システムに侵入して、キャッシュカードを偽造したりとか、また、不正な出金があったということが繰り返されています。そういう点から、委託の会社の社員への教育などセキュリティに非常に問題があり、個人情報扱うことは極力避けるべきだというふうに思います。

三つ目は、先ほどもお話がありましたように、個人カードはあくまでも任意であって、現時点では住基カードと同じように身分証としての機能しかないので急ぐべきことではなく、政府が強引に個人番号を持たせていろんな機能を持たせることを今後、狙っているということを考えると、そうした番号カードは韓国のように既に2億数千万人の個人情報が毎年のように漏れて累積されているわけで、そうした個人番号カードをひもづけして、作成すること自体は非常に機微な情報が漏れる危険がある。

以上、三つの点でこの諮問に私は反対です。

以上です。

【会 長】いずれにしても、貴重な意見も入っているのだと思いますが、どうぞ、鍋島委員。

【鍋島委員】このカードについて私たちはよくわからないんですけれども、パソコンのプロの方あたりにいろいろお話を聞いたりしているんです。それで、ここにもあるように、目的に区民サービスの向上とありまして、それで、国のほうはいろんなものとこれがつながるといことが出ている。サービスはよくなるかもしれませんが、みんな、テレビとか、いろんなのを見ていると、つながると、そこから漏れるんじゃないかということをシニアの人たちはとても心配しておりまして、ともかく、様子見でもらうのをやめようという感じの風潮があるわけですね。

もうちょっと、他の自治体の様子を見てからでも、新宿区がこういうシステムをつなげるのは、そんなにあせらなくてもいいんじゃないか、もうちょっと、よく検討して区民の意見も聞きながら、それから、パソコンのプロの意見も聞きながら、それから、国とか、いろんなサービスがどういうふうにつながって、今はイントラネットだけだと思いますけれども、そのほかにもつなげると言っていますから、そういう私は様子見をしてほしいなど、私たちのシニアのほうは、区民は言うておりますので、これをお伝えしたいと。

【会 長】わかりました。

これは新宿区で拒否できるんですか。拒否できないものをここで議論したってしょうがない。個人番号カードを新宿区民は発行しないでという制度はできますか。

【戸籍住民課長】こちらにつきましては、拒否することはできません。

【会 長】だから、区民の人で希望したら手続してあげないといけないわけでしょう、法律的に。

【鍋島委員】それで、わからないんですけれども、今までは区役所に行けば出してもらえたんですけれども、何でこれだけが私たち高齢者が不得意な、区役所を出してくれればいいものでしょうということも言っております。

【会 長】わかりました。だから、任意であるという、これは強制ではないですよと、個人番号カードをもらうということは強制ではありませんよと、任意ですよということがよくわかるように、まさか、危険がありますとは書けないだろうから任意ですよと、そういうセキュリティに不安があったり、それに流れるのが嫌だと思ふ人はなるべく、そういうカードももらわないでとか、いろいろ、方法はあるので自己防衛する以外にないわけですよ。だから、個人番号カードをもらうというのは任意ですよということは、よく広報していただきたいなと思うんです。それしか手がないと思うんです、今のご質問とかご意見についてはと思います、私は。

ほかにご質問、ご意見は。どうぞ。佐藤委員。

【佐藤委員】個人番号カードは拒否できない 外部結合して個人番号カードを発行するのについては、私は反対だと言っているんです。危険だから、個人番号そのものは申し込んで自分ももらいたいければもらえば結構だけど、このようなかたちでNTTデータと外部結合するのは反対と言っているんです。

【会 長】ほかの方法があれば別だけれども、そこでしか発行できないでしょう。NTTデータのシステムしか個人番号は発行しないでしょう。

【戸籍住民課長】大量に今後、送られてきます個人番号カードを迅速に、それから、適正に交付するためには、何らか管理をするシステムというものを持っていないと、大変、お客様をお待たせしたり、混乱したりすることになります。それで、そのためにシステムを個々に開発するには、相当の費用と相当の時間を要しますので、そういったすぐれたシステムを持っているところと委託契約するのが、一番セキュリティ性にもすぐれたところと契約することでないと、私どもは運用ができないと考えております。その中でいろいろ検討しました結果、LGWANを使っている業者を選びました。。

【会 長】専門社がほかにあるんですか、NTT以外に。

【戸籍住民課長】民間企業でも、予約自体を扱っている予約システムを委託で請け負っているという業者はございますが、LGWANを使ってやるという業者はここしかございません。23区で

もほかでもこの業者を採用しているところもございますので、一番、経済的でもあり、なおかつ、セキュリティ性も高いということで、私どもはここを選ばせていただいているところでございます。

【会 長】個人がNTT以外のところに頼みに行くことはできるんですか。

【区政情報課長】個人番号カードの発行はJ-LIS、地方公共団体システム機構のほうで発行しますので、そこが評価・認定をして、ここは大丈夫よといったところがNTTデータ関西のこのシステムであるというのが一つございます。区とJ-LISでのやりとりで番号カードは本来、発行させていただくんですが、区のほうで発行業務のために大幅に人員を増加するとか、そういった措置ができないといったことがあって。

【会 長】ほかに業者はいますか。

【区政情報課長】業者は何社かあるんだけど、一番、安全性が高いのはここだということで、J-LISのほうでお墨つきを与えているところを新宿区は選定をさせていただいているといった状況でございます。

【会 長】さっきも聞いたけれども、個人ではできないのですね、申請は区を通さないとだめということですね。

【区政情報課長】そうです。

【会 長】区は一つの業者を選定する。こういう構造になる。区はNTTを選んだと。

【区政情報課長】そういうことです。

【会 長】わかりました。

何かご質問かご意見がほかにございますか。

裁決する以外にないので、反対という意見が出ていますから、採決しますけれども、いいですか、採決しますよ。

では、一応、反対の方は挙手願います。

〔反対者挙手〕

【会 長】佐藤委員ということで、棄権しても構いませんから、危ないと思ったら。

賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

【会 長】棄権は、林委員と鍋島委員と河邑委員ですね。その3名。後は欠席が2名いますから除いていただいて。では、賛成の方は手を挙げてください。

〔賛成者挙手〕

【会 長】 8名。ぎりぎりですか。一応、可決ということにしますけれども、きちっと今の反対意見も書いていただいて、反対者と棄権者の数ですか、名前は要らないかもしれないけれども、数だけをきちっと記録していただくと、こういうことで、いずれにしろ、そういう審議経過と結果ですので、国から押しつけられたから私たちは知りませんよみたいな感じじゃなくて、区民のことを考えていただいて、皆さんが不安がらないような方法で進めていただきたいと、こういうふうに思います。

では、そういうことで、この件は終了といたします。

長時間、超過しているの、一つ最後のカメラは次回ではだめですか。

【区政情報課長】 後ほどご相談をさせていただきたいと思ったんですが、次回、次々回で既に24～25件、来ておりまして、非常に件数が混雑している関係で、前回までに諮問させていただいたカメラの設置の場所が決まったといったご報告になりますので。

【会 長】 それでは、最後の諮問事項、資料48、不法投棄対策用カメラの設置についてであります。

ご説明をお願いします。

【新宿清掃事務所長】 それでは、資料48をご説明させていただきます。

不法投棄対策用カメラの設置のご報告ということで、昨年度末にこちらの審議会のほうでご承認をいただきました不法投棄対策用カメラ、こちらについては設置いたしました。設置要綱第3条に基づきまして、カメラの設置委員会を10月9日に開催し、場所を選定いたしました。場所の選定につきましては、資料下段のほうにございます歌舞伎町二丁目42番11号という形で、設置カメラの台数につきましては3台、そして、12月14日に設置を完了しております。今現在、画像のチェック、それから、カメラの角度等を今、チェック段階の状況でございます。

資料1の地図をご覧ください。こちらの地図でございます。中央にありますバツの表示、こちらが改善を要する集積所になります。そして、この赤丸の①、②、③にカメラを置いております。裏面をご覧ください。裏面の写真が①、②、③、こちらのポールに設置して、現在、確認しておるといふ状況でございます。

内容は以上でございます。

【会 長】 何かご質問かご意見はございますでしょうか。どうぞ、林委員。

【林委員】 前回、審議されたのを覚えて、これを私も皆さんのほうに報告もしているんですけども、あのとき、候補の場所がもうちょっとたくさんあったような写真もあったんですけども、要するにあの中からお取捨選択して、ここになったと。ここは、また、私は説明しなけれ

ばいけないんですけれども、皆さんに、特にひどかったのは何か理由があるんですか。

【会 長】ご説明してください。

【新宿清掃事務所長】こちらの場所も時にひどい場所というようなところですよ。そして、都道でございますので、東京都第三建設事務所、そして、新宿警察、こちらの双方にご協力を依頼し、対応しているというような状況でございます。

【会 長】ほかにはございますでしょうか。

ご質問、ご意見がないようでしたら了承ということで。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】ご苦勞さまでした。

これで審議は終わるんですが、先ほど次々回の審議が詰まっているという話は、何か臨時の会議でも開くということでしょうか。どうぞ、事務局。

【区政情報課長】次回は1月28日の2時から第三委員会室、こちらで、その後、本年度は2月9日で審議会のほうが終了になる予定でございます。ところが、残り、あと2回で24～25件の案件がございますので、1回平均が今日10件といったことございまして、ほぼ無理かなということがございます。それで、私どもは予算をかき集めまして、臨時日をさらに1日設けたいといったこと今日のご相談をさせていただきたいんですが、以前、3月に一つ予備日ということで年度当初に調整をさせていただきました際に3月24日で、皆さん、ご都合がある程度、つきそうだと目星を立てていたんですが、前回、前倒して臨時日を使ってしまったので、3月はやらない予定だったんですが、ここでもしお許しいただければ予定を立てさせていただいて、万々が一、2月9日で24～25件が終了すれば、3月はなしということでございますけれども、一応、皆様のご予定のほうを改めて確認させていただきたく、お話をさせていただいた次第でございます。

【会 長】一応、24日の2時をあけていただいて、もともと、臨時で皆さんに通知が行っているところなので、開催可能性大ということで覚悟しておいていただいて、正式には2月9日ですか、それで決めると、こういうことでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】では、恐縮ですが、3月24日、2時を予定してください。よろしく申し上げます。

本日は長時間、本当にありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

午後4時35分閉会